

3 激甚災害指定、災害救助法適用の状況

ア 激甚災害の指定状況（内閣府防災担当）

（１）激甚災害指定

平成十五年七月十八日から同月二十二日までの間の豪雨による災害

（平成十五年九月五日政令第三百九十六号）

平成十五年八月七日から同月十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害

（平成十五年十月三日政令第四百五十三号）

平成十五年五月中旬から九月上旬までの間の低温及び日照不足による災害

（平成十五年十月二十九日政令第四百六十七号）

（２）局地激甚災害指定（県内）

（平成十六年三月十二日政令第三十六号）

平成十五年七月十日から同月十四日までの間の豪雨による災害

宝珠山村、矢部村

平成十五年七月十八日から同月二十一日までの間の豪雨による災害

穎田町、金田町

（１）、（２）とも内閣府防災担当によるものであるため、必ずしも本県における災害の名称、発生期間と一致するとは限らない。

激甚災害（本激）と局地激甚災害（特定地域に係る激甚災害）（局激）の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位で災害を指定します。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用されます。（例：特定地方公共団体）

イ 災害救助法の適用（厚生労働省社会・援護局）

（１）災害名

7月18日～19日の大雨による災害

（２）適用市町村

福岡市、飯塚市、太宰府市、志免町、穂波町

計5市町